【時間】 日程

ュニ

ケ

ン

タイム

ケーション・

ラ

との出会い

月 10 イベン

日

 $\widehat{\exists}$

※出会い、

イベント

対

コ

でも独身の

相手、結婚相手を切りるものであり、思い皆さんに出会いいれているようない。

紹個のま

相談ください。

▶離農する農業者

交付対象者 ▶部門減少により経営転換する農業者

【交付対象となる農地】

積要件に該当するもの

※1戸あたりの交付上限額

▶2 盆以下

▶ 2 ¾超

▶農地の相続人で農業経営をしない人

をしていた農地は自作地に含みません。

50 万円

70 万円

ようこそ水の里登米

台灣市

0 ~

女性

☎070(5474)4

6 8 3

【申し込み・問い

合

わ

せ

Ν

 $\widehat{\mathbb{H}}$

午後6

嵵

<u>≒</u> |

の男性と仙

●めぐるご縁TO

M E

【申し込み締め切

ij

8月

27

農地中間管理機構への農地の貸し付け手続き

を7月から開始しました。貸し付けを希望する

場合は、農業委員会までご相談ください。貸し

付け申請手続きは、みやぎ登米農業協同組合お

なお、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた

場合の協力金は、貸付時期により協力金の交付

単価および交付時期が異なりますので早めにご

経営転換協力金

機構に全ての自作地、または削減する部門の自作地を10年

※特定農作業受委託(生産物販売権が受託者側にある契約)

▶機構から担い手に転貸された自作地のうち、新規集積面

▶削減する部門の自作地のうち新規集積面積に該当するも

3万円/10 〒(平成30年度の交付単価は未定)

よび南三陸農業協同組合で受け付けます。

(木) 午後6 し込み締め切り】

【定員】

男

女各

50 代

0

の独身女性の独

役木島

氏

【時間】

午前9時

30

分

10

(受付9)

学是、5~6 【参加対象者】

(セミナ

-受講者-

0

0 円

´リテ

開発事務所代

/ ホスピ

農地中間管理事業による農地の貸し付け手続きを開始

申

月

【場所】

ホテ

ル時

= (

ユ

グ

ラ

【参加費】

男性

(t

ト講座)

光る! 【セミナ

婚活マ

t

&

エ

チケ

男塾

(会話力

ッが

【問い合わせ】

20220(34)2491

☎0220(34)2317

20220(23)1600

☎0226 (47) 4585

に該当するもの

該当するもの

1万円/ 10 🏗

平成 29 年 10 月までに貸し付けた分は、平成 29 年度の交付単価で、平成 30 年 3 月までに協力金が交付されます。

平成 29 年 11 月以降に貸し付けた分は、平成 30 年度の交付単価で、平成 30 年度の交付となります。

※平成 29 年 10 月貸付分の受付は、平成 29 年 8 月 20 日までとなります。

がった場合の農地所有者など

受講必須)、

女性2千 $\frac{1}{5}$

講師=

1

夕

【会場】

居場所

心家

(登米市

ヴィア **会場**

ル 交流会

Ξ

ラ

なお、

ています。 だ付け、訪問相談も返け付け、訪問相談も返

介するものではあり*別に交際相手、結婚相場を提供するものであ

ませ

【**参加費**】 男

男性5千

男性

 $\overline{20}$

後国 医

保険料を改定

税率を引き下げ国民健康保険税の

国民健康保険制度は、病気をどを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活です。社会保険加入者や生活の護受給者以外の人が全て加い。 支援 度の費用に充てるもの)、 費の支払いに充てるもの)と 率から算出した医療分(医 国民健康保険税は、 金分(後期高齢者 の)、介 保険税 療

分の税率は【表1】のています。平成29年 定しました。 充てるもの) 護分(介護保 また、 地方税法の は【表1】のとおり法。 平成29年度の医療の) の合計で構成しい 保険制度の費用に 一部改正 決療 13

により、 を変更 帯の軽減判定所得基準【表2】 定基準を改定し、 詳細は、 国民健康保険税の算 軽減対象世

課や市ホ 市役所総務部税 ペ -ジで確?

国民健康保険税係) 0220(22)2務部 税 3 務課 認で

総

【交流会】

夏のなごりの

の分

/ 午前11時30 B

分 В

磨きセミ ②同日開催の

ナ

を受講でき

る 分

特別講座

自

産業経済部産業政策課(農業経営支援係)

みやぎ登米農業協同組合営農部営農企画課

耕作者集積協力金

|▶機構に農地を貸し付けて担い手の農地の集約化につな

(利用権や特定農作業受託により、担い手が利用していた農

▶機構が所有権、または中間管理権を有する農地、受け手

が経営する農地に隣接する農地のうち、新規集積面積要件

▶2筆以上連担している農地のうち、新規集積面積要件に

南三陸農業協同組合生活部営農販売課

下記のいずれかの農地を機構に貸し付ける。

(平成30年度の交付単価は5千円/10 紅以内)

農業委員会事務局(農地管理係)

テ

【 受 付】

午 8 前 月 10 27

時 日

【参加条件】

 $\widehat{\mathbb{H}}$

【セミナー】今どき

0)

結婚観

たは市内

.勤務

0

●大人恋

もうひとつ

の婚活

【対象者】

25

40歳の独

身男

来

市

結

婚

活

支援

事業

F

参

者を募

■【表 1】国民健康保险税率の改正表

■【表Ⅰ】国民健康保険祝率の以正表							
区分		医療分		支援金分		介護分	
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
所得割	(前年総所得-基礎 控除 33 万円)×税率	8.00%	7.00%	2.99%		2.04%	
資産割	固定資産税額×税率 ※償却資産分を除く	9.00%	6.50%	3.30%	据え置き	5.70%	据え置き
均等割	被保険者 一人につき	22,700 円	据え置き	8,400 円		8,300 円	
平等割	一世帯につき	23,500 円		8,600 円		7,200 円	
各限度額		540,000 円	据え置き	190,000 円	据え置き	160,000 円	据え置き
限度額合計		890,000 円					

■【表 2】軽減判定所得の改正表 世帯の所得の基準 軽減

割合 平成 28 年度 平成29年度 33万円以下 据え置き 33万円+ 33万円+ 5割 (26.5万円×被保険者数)以下 (27万円×被保険者数)以下 33万円+ 33万円+ (48万円×被保険者数)以下 (49万円×被保険者数)以下

(医療分) 医療給付費分 ⇒国保加入者全員が対象 (支援金分) 後期高齢者支援金等分⇒

国保加入者全員が対象

(介護分) 介護納付金分 ⇒

40 歳以上 65 歳未満の人が対象

■均等割額の軽減

軽減	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額					
割合	平成28年度	平成29年度				
5割	33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下				
2割	33万円+(48万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下				

■所侍割額の軽減					
平成 28年度	平成 29年度	被保険者の所得の合計額			
5割軽減	2割軽減	賦課のもととなる所得が 33万円を超え 58万円以下(年 金収入だけの場合は153万円超え211万円以下)			

■社会保険などで独共義者だった担会の拘箕割額の軽減

■社会保険などで被扶養者たった場合の均等割額の軽減				
平成28年度	平成29年度	対象になる人		
9割軽減	7割軽減	後期高齢者医療加入前が会社の健康保険などの被扶養者で、9割軽減・8.5割軽減にならない人(所得割額は 0円)		

て計算される所得割額の合計等割額と、前年の所得に応じ被保険者が均等に負担する均被保険者は対 額で構成して 、ます

保険料率は昨年度と変わ

連合

 $0\\2\\2\\2\\6$

6

(国民健康保険な 7 $\widehat{2}$ (険税係)

▼宮城県後期高齢# 20220(22)? || 者医 療広 3

変わ ぜん が、 軽減の割合や対象 じた。 総務 部税務課

軽減制度が変わり 後期高齢者医療保険料

まし

たの

15 2017.8

交付単価

交付時期